

地方行政委員会議録第三号

昭和二十五年十一月二十六日(日曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 前尾繁三郎君

理事 河原伊三郎君 理事 野村孝太郎君

理事 龍野喜一郎君 理事 藤田 義光君

理事 門司 亮君

門脇勝太郎君 川本 末治君

清水 逸平君

鈴木 幹雄君 塚田十一郎君

山手 満男君

久保田鶴松君 大矢 省三君

木村 榮君

立花 敏男君 大石ヨシエ君

出席國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君

國務大臣 岡野 清豪君

出席府政務委員

地方自治政務次官 小野 哲君

地方自治庁次長 鈴木 俊一君

大藏事務官

(主計局長) 河野 一之君

委員外の出席者

總理府事務官 萩田 保君

(地方財政委員 会事務局長) 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

本日開議に付した事件

小委員及び小委員長選任に関する件

地方公務員法案(内閣提出第一号)

行政書士法案起草に関する件

○前尾委員長 ただいまより会議を開きます。

昨日に引続き地方公務員法案、内閣

提出第一号を議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順にこれを許します。立花敏男君。

○立花委員 三十五億を予算にお組みになつてゐるその内容を聞きたいのですが、總理大臣の施政方針演説の中には、地方公務員の給与の問題はお触れになつておりませんでした。大蔵大臣の財政方針の演説の中には、三十五億で地方公務員の年末並びにベース・アップの何をやるといふことが入つておるのだけれども、三十五億が全部その方にまわされましても足りないのです。聞くところによりますと、三十五億の内訳があまり明瞭じゃない。またある情報によりますと、三十五億はほとんど地方公務員の給与の方にはまわらないのだという意見があらまして、地方公務員のベース・アップの問題、年末手当の問題で非常に不安があるわけなんです。この際ひとつ三十五億の内訳をお示し願ひたい。

○萩田説明員 地方財政委員会といたしましては、八十億の平衡交付金の増額を検討いたしまして、昨日も申し上げましたように意見書は出してあるわけでありまして、これに對しまして政府案で三十五億になつておるのであります。その三十五億の根拠について私から御説明いたしますのはいかがかと思ひます。またどこに政府案の真意があるのかも、今のところはつきりと承知しておりませんので、その留保のもとに、われ／＼の聞いておりますところでも申し上げたいと思ひます。それ

は大体給與ベース改訂に要します分と、今回の補正予算に關係いたしまして増額になります十数億のもの、この兩者を對象にいたしまして、これに對して大体四十億の節約をいたし、一部財源にいたし、なおそのほか雑收入等の増加を求め、その残りを三十五億だけ平衡交付金の増加にいたしたいのでございます。この点は御承知と思ひますが、平衡交付金はすべて地方の財政全体を見まして、歳入総額と税收入総額その他の歳入総額、これを全部ひくつるめまして、その差額を平衡交付金として支出するのでございます。三十五億の内訳には何ら内訳はない。これはかりに三十五億が八十五億円になりましてもその数字自体には別に内訳がないのであります。地方財政の歳入歳出の差額が、平衡交付金になるのでございます。

○立花委員 それでございまして、あなたは大蔵省とは關係がないとおつしやいます。大蔵大臣が三十五億は地方公務員の給与の改善に充當するのだというふうに言われましたのは、これは何ら確たる根拠はないわけではございまして、三十五億は土木費に使つても、あるいは警察費に使つてもいいといふことになるのでございませうか。それでは私も納得できませんし、また地方公務員といたしまして、少くとも国家公務員並みの給與も期待できなうわけでありまして、これでは非常に困ると思つてございしますが、その点ひとつ重ねてそういう不安定なものかど

うか、お聞きしておきたいと思ひます。

○萩田説明員 その点は平衡交付金制度といふものを是認する以上は、平衡交付金につきましては法律にも示す通り使途について政府から指示をしたのでございまして、ことに平衡交付金の条件をつけたりますことはできないのでございまして、ことに平衡交付金は税收入の多いところには、交付にならないのでございまして、この金が一般の補助金と同じように、たとえ給與ベース改訂なら改訂をするために使うといふことにはならないことは、當然のことだと思ひます。

○立花委員 それは政府として当然なものでございませう。あなた個人の意見じゃないですね。

○萩田説明員 これは政府とか地方財政委員会といふより、法律上当然そうなつております。

○立花委員 それでは一つ非常に矛盾したことを政府がおやりになると言明されてゐることの事實を申し上げます。意見を開きたいと思つて、三十五億の内訳につきまして、あなたと同じ政府の一員であられる、しかも閣僚であられる天野文部大臣が二十五日、きのうです、教員組合の代表に對して、三十五億の内訳を言つておられるわけでありまして、この点はど

ういふふうにお考えになるか、そういうことが言えるものか言えないものか、平衡交付金の建前から行つて、そのか、その言われたものが事實であるとするならば、それはどういふふう

あなたはお考えになりますか聞かしていただきます。

○萩田説明員 私直接文部大臣のおつしやいましたことを聞いておりませんので、それについてとかく申し上げることはできませんが、先ほど申し上げておりますように、平衡交付金は地方の歳入全体、歳入全体を考へて支出するものでございまして、今回新規に地方の財政需要がふえる、確かにそのふる中には教員のベース引上げ、年末手当等も入つております。そういうものを全部見まして、そのほかにも三十五億の内訳を見まして、その差額が三十五億円となつておるのでございまして、三十五億の内訳については、あなたの内訳はないわけでありまして、ただその對象にいたしました新規に歳出がふえるもの、そのふえるものの中にはおつしやいます通り教員関係の給與改善も入つております。

○立花委員 入つておるとすれば、どういふ形でどういふ額で入つてゐるか、ひとつ聞かしていただきたい。

○萩田説明員 これはちよつと今内訳を持つておりませんが、昨日御説明いたしました八十億、この給與ベース改訂の中に、一般国家公務員と同様来年一月以降の千円ベース引上げ、及び年末におきます半月分の手当というものを含んでおります。

○立花委員 それは教員だけですか。

○萩田説明員 これは地方公務員全部について入つております。

○立花委員 その数字をひとつ言つて下さい。

○萩田説明員 ちよつと内訳を持つておりませんが、千円ベース・アップのために四十三億円、年末手当のために四十五億円、合計八十八億円でございまして、これは教員、警察官、消防その他一般吏員全部、ただ地方費負担の職員、公企業職員を除きまして、その分の全部入つております。

○立花委員 ちよつと話がおかしいのですが、八十三億のことを聞いておられるのではなしに、三十五億の内訳を聞いておられるのです。三十五億の中にも含まれておるとおっしゃいましたので、それを聞いておられるのです。あなたが言われる地方財政委員会から要求されている八十三億というのも、これは平衡交付金なんですよ。平衡交付金であることにおいては八十三億も三十五億も違ひがない。八十三億の場合は内訳があつて、三十五億の場合は内訳がないというところは理論上成立しない。しかも三十五億に対してははつきり内訳があるというところを、文部大臣自身が言つておられる。あまりりくつ張つた話ではないに、はつきり言つて下さい。

○萩田説明員 たび／＼申し上げておるのでありますが、平衡交付金自体には内訳はございせん。

○立花委員 それでは何であつたは言つたか。

○萩田説明員 それは平衡交付金を算定する基礎の地方の歳出の内訳はございせん。そのことを申し上げたのであります。

○立花委員 それでは三十五億と政府の方で予算に計上された場合の、そういう意味での内訳をひとつ言つてくだ

さい。

○萩田説明員 それは地方財政委員会の出した数字も、政府の認めておる数字も、これは同様でございせん。

○立花委員 そうしたら三十五億では足りないというところは明らかですね。

○萩田説明員 これは昨日からお話申し上げておられますように、政府の方でははかに財源にゆとりがあるというところから三十五億でよいと言ひます。

○立花委員 その他に財源のゆとりがあるというところは、これはあとでひとつ詳しく聞きたいと思ひます。問題は最初に申しました三十五億の内訳でありまして、私どもが承りますところによりまして、三十五億はほとんど大部分が学校の先生の給与にまわつてしまふ、一般の地方公務員にはほとんど給与改善、あるいは年末手当の金がこの中に含まれていないというところを聞いておられるのです。しかもそれを具体的な数字で聞いておられます。なか／＼あつち逃げ、こつち逃げされまふので、はつきり数字を出さないとわからないから、文部大臣が言われた数字を私は出しますが、これは大体半月分の年末手当の半分が十億、それから一月から三月までのベース・アップこれも半額九億、合計十九億、それからさらにそれ以上にこの教職員の待遇改善費、いわゆる級別推定表による職階制的な待遇改善費、これが四・九億、そのほかに昨年末の職員に対する手当、これの半額が府県負担で残つておりますので、これが約七億二千万円ばかり、こ

れも一部分含まれておる。そういうふう

に計算すると、三十五億の中の約二

十七、八億、約三十億近い金が教員の

方にとられてしまひまして、一般の地

方公務員のベース・アップも、給与改

善もこれにほとんどないわけですね。し

かもこのことは決して単なる情報では

ございせん。教員組合の代表が文部大臣とお会いになり、そうしてはつきり承つた数字です。こうなりますと、大蔵大臣が施政方針で三十五億は地方公務員の給与改善にまわすのだと言ひましても、非常に催の涙ほどこ

か出ない。これでこの年を越せ、あるいは生活を保持しろと言つたつて、地方公務員はできませんので、この点で非常に不安があるわけですね。そういう具体的な数字を私ども聞いておりますので、この点もつと納得の行くような御説明を承りたいと思ひます。

○萩田説明員 先ほどから申し上げております通り、平衡交付金の数字といひまして、一つ／＼にひもがあるわけではありせん。三十五億のうち、頭から教員の給与改善の経費をとつてしまふ、こういうことは全然われわれとしても考えておりませんし、おそらく現在の法律のもとにおきましては、政府としましてはそういうことは考えられないところだと思ひます。何か文部大臣のおつしやいまして、その間に言葉の理解に少し食い違ひがあるのではないかと考えております。

○立花委員 この問題は文部省の連中に来ていただきたいと思ひます。それからさういせん局長が、他に財源がある、政府と地方財政委員会との見

解の相違であると言ひましたが、この点でお聞きしたいのですが、御承知のように共産党の反対を無視されま

して、地方財政委員会は地方自治体の代

弁者であり、地方財政委員会ができれば、非常にうまく地方財政も確立され

て行くであろう、そういう建前から政府がお出しになつて、おつくりになつたわけですが、その権威あるべき地方財政委員会が意見書を国会に今お出しになつておる。しかもそれが三十五億という数字を政府がおきめになつたその翌日に、これでは不安だ、地方財政は破綻する、きのうも地方財政の委員長がそこにおいでになりまして、地方財政はまたたく破綻の危機に瀕しておつて、あるいはシャワー税制実施以前の混乱に再び立ちもどるであろうという

ようなことを言われております。これは私非常に重要な問題だろと思ひますが、もし地方財政委員会として八十三億の意見書が無視されました場合に、どういう態度をおとりになるつもりですか。その責任はどういうふうにおとりになるつもりですか。これははつきりお聞きしておきたい。岡野さんとしてこの問題について、どういふふうに責任をおとりになるつもりか、この点をひとつ明確にお聞きしておきたい。

○前尾委員長 すぐもどつて来られますから、ほかの質疑を願ひます。

○立花委員 それから萩田さんはきよらうここに意見書をお出しになつて言われたのですが、なぜここにお出しにならぬのですか。

○萩田説明員 意見書は内閣を通じて国会に出すことになつておりますので、われ／＼の方から内閣の手元に送

つておりますが、それから先は内閣の方からまわつて来ると思ひます。

○立花委員 委員長はこの問題をお聞きになつておりませんか。

○前尾委員長 聞いておりますが、内閣でどういふふうになつておるか、今度内閣側の説明を承ります。

○小野政府委員 萩田局長から申ししておりますように、地方財政委員会からさうな手続をふんでおりますので、内閣の方から国会の方へ通告することになると思ひます。従つて内閣でどういふふうに進んでおりますかは、私ども実は直接担当しておりませんが、承知しておりますが、すみやかに出て来るであろう、こういうふうな期待いたしております。

○立花委員 どうも内閣の方は、自分におもしろくない意見書や勧告書だつたら振つてぶつたり出さなかつたりするのですが、有利なもののは、たゞい手紙であつても政府令でお出しになる、これは少しおかしい。この問題は重要な問題です。きのう委員長がお出になつて口頭で言われたわけだ。しかもそのとき追究いたしました、明日出すというのを言われたわけだ。それがきよらうになつても出て来ておらな

い。これは私非常におかしいと思ひますが、委員長、これをひとつはつきりお伺ひしてください。

○前尾委員長 小野さん、よろしいですか。

○小野政府委員 私の方からそれを言つておきましよう。

○立花委員 それなら岡野さんが来られてからあとで答弁いただきます。

それから昨日岡野國務大臣の地方公務員法案の提案理由の中に、重大な提

案理由の一つとして、近く地方行政調査委員会から重要な勧告が行われることになつておるので、それもあわせとて、かく地方公務員のこの制度を確立しておく必要があるもので、こゝう提案をしたのだというやうなことが書いてあります。従つて私も地方行政調査委員会の勧告の内容を知りたいわけですが、ひとつ政府は調査委員会の代表を呼んでくれといふことを言つておるわけですが、これは速記にも残つておるはずですが、ところがきようお出になつておらないのですが、これをお呼びになる御意思があるのかどうかひとつ伺いたい。

○前尾委員長 それは呼びますよ。きのう土曜日できよう日曜なものですから、連絡がつかなかつたのです。早急に呼びます。

○立花委員 聞くところによりますと、地方自治庁では最近非常におもしろい新地方自治確立運動とかいふものを始めになつておられるやうであります。何かさういふことを「公務員」という雑誌にお書きになつておるやうですが、一体これはどういふ運動なんですか。これは至急地方自治を確立しなければいかぬ、来年の地方選挙までにどうしても確立しなければいかぬ。しかもその内容は、現在一万ばかり町村がありますが、これを五千ばかりに集めまして、少くとも人口一万ぐらいの町村にしてしまふ。そうしてまた地方議会の議員の数も半分ぐらいにしてしまふ。アメリカなどは、ニューヨーク市でも市会議員が十二人かそこらぐらいで、非常に少いからといふわけでないで、非常に少いからといふわけで、非常に少なくしてしまふ。しかも

これは来年の地方選挙——一月、二月ごろまでにやらなければいけない、こゝういふことで非常に急いでおられるやうですが、地方自治庁が中心になつて推進しておられます新地方自治確立運動といふのはどういふお考え方で、どういふ目標で、どういふ運動をおやりになつておるのか、ひとつ聞かしていただきます。

○小野政府委員 地方自治を確立しなければならぬことは立花さんも御同感だと考えます。最近地方行政並びに財政制度の上に、いろいろ画期的な改革が行われて参つておりますので、いゝば内容的にも新しいものが織り込まれた地方自治の確立といふことが必要になつて来ておるわけでありまして、しながら何と申しまして、地方自治につきましては一般国民から十分な理解と協力を得なければなりません。また地方公共団体の自治運営の上におきまして、合理的な運営をやつて行かなければならぬ問題である、こゝういふことに私も考へておるわけでありまして、従ひまして何らかの方法によりまして、この自治の確立の方向に向つて進んで参りたいという意見が出て参りまして、地方自治庁にごさいまする地方自治委員会におきましても取上げられて、協議が進められておつたのであります。結局この種の問題は、地方公共団体の自発的な運動によつて推進されるということがあります。こゝういふことに、地方自治委員会におきましては結論が出て参りまして、いゝば地方自治庁がその職務柄、連絡、世話役といふふうな意味合いで御相談相手になつておるわけであつて、地方自治庁自体が主体性をとつて

この運動を指導するとか、あるいは推進するとか、こゝういふやうな意味合いのものではないわけでありまして、従つて中央におきましては地方団体のそれぞれの連合会がございまして、これらが相談しながらこの運動を取上げて推進して行く。また地方におきましては、それ／＼の地方公共団体においてこの問題を取上げて推進をはかつて行く、こゝういふところにねらいがあるわけでありまして。地方自治の諸制度の改革は、本年度において完成するわけではありませんが、さらに次々といふやうな問題が起つて来るわけでありまして、あるいは周知徹底させて行くためにも、相当の時間を必要とすると思つてこれは数年にわたる一つの運動として展開することがよいのではないかと、さしあたり第一回の集中的な時期といひました。十一月ごろを取上げることに妥協であらう、こゝういふことに相談がまとまつたわけでありまして、従ひましてただいま立花さんが言われましたやうに、来年の地方選挙のみを目標として運動を展開するとか、あるいは地方議会の議員の定数を減らすとか、あるいは区域の変更をするとか、こゝういふこと自体のみを取上げて、この運動が展開されておるわけではないのであります。

なお先ほど地方公務員制度を確立することが必要であるという場合において、大臣の提案理由の説明の中で、地方行政調査委員会からの勧告も出て、将来地方団体に對して、相当大幅な事務の委譲が行われるといふことを予想しておる場合におきまして、これが受入れのためには、やはり地方公共団体の職員の制度が確立しておることが必要であらう、こゝういふ考えから地方公務員制度の確立が必要である。こゝういふことに触れておるやうなわけでありまして、この点につきましても、この提案理由の中に触れました理由がそこにあるといふことを、御了承願つておきたいのであります。

○立花委員 この地方行政制度の改善は、非常に重大な問題でありまして、たとへば私どもも伝え聞くとこによりまして、その勧告の中には教育制度のこととございまして、それは地方財政にも非常に大きな影響のある、また地方人民の負担にも影響のある問題が含まれております。それは東京都などでは現実に起つておる問題であります。が、教育費の地元負担あるいは特別の学校区域をつくりまして、新しく教育税をとるといふやうなことで問題になつておるといふことを聞くのであります。こゝういふ重要な問題は官庁が音頭をおとりになつて、地方自治確立運動といふものを急速におやりになるやうに、やつていただきたいと思つて、こゝういふ上からの官僚的な押しつけでは、地方自治は決してできるものではないといふことは明らかでございまして、こゝういふ運動で早急に一万の町村を五千にしてみたり、人口を一万に最低を限つてみたりすることはぜひお願いしたい。現在そのまゝの地方自治体の中で、民主的な運営がなされ、地方自治体そのものがほんとうの意味での地方自治が得られるといふやうにしていただくことが、最も基礎的なこととございまして、こゝういふことをし

ないで、上から自治庁が音頭をとつて、地方の自治が確立できるというふうにお考えになるのは、非常に官僚的なお考えではないか。もつと具体的に申しますと、たとえば地方自治の根本的な点は、私どもから言へば、地方みずからの自主的な運営にある。しかも地方の機関に携つております地方公務員自体の自主的な運動、こゝういふものが十分許されて、初めて地方自治体の自治といふことが実現されますので、地方公務員に對しまして、地方公務員の自主性を養うやうな地方でしなから、しかも片一方では上から自治庁が音頭をおとりになつて、地方自治確立運動をおやりになつて、それで自治ができるとお考えになつておること自体が、非常に矛盾しておるのではないかと、むしろこゝういふことを官庁自身がやりになるのではなしに、地方公務員などにも非常に自主的な権限を與えて初めて地方の自治ができて参るのでございまして。こゝういふことを一方に制限しながらいゝから地方自治が、音頭をおとりになつてもこれはできない相談です。地方行政の改善に對する問題は、あつた地方行政調査委員会から出て参るやうでありますから、詳しいことはその方からお聞きしたいと思つて、地方自治庁とされましては、こゝういふお考え方に従つて運動はぜひやめていただきたい。根本的に申しますと、今ある地方の自治、今ある地方の公務員のあり方、これを自治的に民主的に持つて行くのが、地方自治の確立の基本的なものでありまして、こゝういふことを制限しながら、上の方から何らかの運動をおやりになるといふ

お考え方はやめていただきたい、こういふことをひとつ申し上げておきます。

それから岡野さんのおいでになりましたから、最初の私の質問にお答え願いたいと思います。要点を申し上げましょうか。

○岡野国務大臣 御質問の要旨を……

○立花委員 要点は、あなたは閣僚のお一人ではございまいしょうが、とにかく地方財政委員会というものの主管大臣である。しかも地方財政委員会というものは、わずかに数箇月ばかり前に政府の方からお出しになつておる。当の本多國務大臣が御説明になつて、これは地方の意見を十分に反映し、代弁するものである。これができましたならば地方の財政は十分に円滑に運営され、また確立されるであらうというところまでできたわけですね。この点に關しましては当時共産黨といはしましては、これは十分に地方の財政を保護できる機関ではないということに反対いたしました。が、事実これは私もが申し上げました通りになりました。きのう財政委員会の委員長が、その席から現在のままで参りますと、地方の財政はますます破綻するであらうということを言つておられます。これはきよの朝刊にはつきり発表されておられます。そういう状態が地方財政委員会が確立してわすか数箇月後の今日実現しておるのが実情なんです。しかもその地方財政委員会が今回定めました予算の三十五億では不足である。これでは地方財政は確立できない。少くとも八十三億を出せという意見書を、一昨日政府を通じて国会にお出しになつた。問題はあなたたちがおつくりになつた権威ある

地方財政委員会が責任を持つて、要求されておる八十三億のこの意見書、これがもし実現できなかった場合には岡野國務大臣としては、十分責任をおとさるつもりであるか、これをはつきりお聞きしたい。

○岡野國務大臣 立花委員の御質問にお答え申し上げます。

御訂正を申し上げますが、私は地方財政委員会の主管大臣ではございませぬ。法的には何ら關係ございませぬ。ただ地方自治庁の長官として地方自治を確立する上において、地方財政というものがよくならなければ、地方自治の確立はできないという意味において、私は地方財政委員会に対していろいろの相談に乗つて、協力をいたしておる次第でございませぬ。これをまず申し上げておきます。

それから平衡交付金を財政委員会から八十三億要求なすつていらつしやいます。が、それに対して政府はいろいろ財源の關係等によつて、三十五億しか出すことができないことになつておる次第でございませぬ。そこでその後財政委員会から国会に対して、八十三億なければ地方財政は困るんだという意見書が出ておられます。その意味におきましては私は政府の代表といはしまして三十五億しか出せないのだから、ひとつこれで何とかして財政委員会の方で、地方財政のことを切盛りしてやつていただきたい、こういうお願いをしておるわけですね。ところが先ほどから局長との御問答の通り、国会に対して八十三億なければやつて行けないという御意見書が出ておるわけでありまして、そういうしつぱればこの八十三億というものをもつてしなれば、地方

財政はどうしてもやつて行けないのだ、こういうような御議論は、国会においてその意見書を基礎として、皆様の御審議を願う次第になつておる次第でございませぬ。それだけお答えいたします。

○立花委員 何ら政治的な責任をおとりにならないと言われるのであるから、これ以上申し上げても何にもならないと思ひます。きのうのあなたの御説明の中にも、またきょうの中にも非常に遺憾で微力であるが、いたし方がないというふうなことを言われておられますが、いたし方ないでは済まされませぬので、やはり十分な政治的な責任をおとりにする必要があると私は思ふ。これはいくら追究しましてもおとりにならないと言われればそれまででありまして、これは輿論を喚起するよりしかたがない問題だと思ひます。

それではこの三十五億の問題にもう一べん歸りたいと思ひますが、これは時間の都合がありますので、念を押しておいて私の質問を打ち切りたいと思ひます。荻田さんは三十五億の内訳がな、三十五億はどこで使うかわからな、地方公務員の給与ベースに使うと、それが含まれておるだらうと思ひますが、それは幾らかわからな、これはもつぱら地方にまかすべきであるといふことでございませぬ、これは私も非常に納得できません。また一方文部大臣の意見もございませぬ、あらためて文部省をお呼びくださいますと、三十五億の内訳は一体どうなつておるか、あるいは文部省でわかりませんでしたら大蔵大臣を呼んでいただきますと、三十五億の内訳はどうなんだ、地方財政委員会が言つておる

ようにこれは何らひもつきではないし、三十五億は無條件で地方に渡してしまふものか、あるいは地方公務員の給与ベースあるいは年末手当にどういう内訳で渡すか、それを承らなければならぬ。文部省なり、大蔵省なりを、あすぜひ呼んでいただきたくて委員長にお願いしまして質問を打ち切ります。

○河原委員 議事進行に關して……

ただいま立花君から文部大臣を呼んでいただきたいというお話がありました。が、いざれ連合審査のときに、文部省當局も来るはずですから、そのときにせられたらいかかと思ひますがどうでしょう。

○立花委員 河原さんの意見もありませぬが、合同審査は十二月二日でございまして、非常には遅くなります。私もこの問題は一日も早く改善いたしたい。しかも文部大臣自身も労働組合の代表とお会いになつて、こういうことをはつきりと明言しておられるのです。が、事実財政委員会は知らないと言つておられる、私も委員会としても確認してないのではありません。一日も早くこの問題ははつきりとさせて、あかぬならあかぬで次の対策を立てなければならぬ。十二月二日はおそろひでございますから、なるべく早くやつていただきたいと思ひます。

○前尾委員 山手勇男君。

○山手委員 私が一番初めにお伺ひしたいと思ひますことは、例の平衡交付金の振り割つた分の返還の問題でございませぬが、第一に聞きたいと思ひますは、一般の分九百億は十月に仮決定をされて、渡り過ぎの分については返還をさせるといふことでございませぬが、

どの程度、何億ぐらい、あの率から言いますと返すことになるのか、それをお聞きしたいと思ひます。

○荻田説明員 ただいま金額の方を持つておりませぬが、都を入れますと四府県、それから市町村におきまして大体四割程度を返さなければならぬことになつております。

○山手委員 金額にしてどのくらいですか。

○荻田説明員 府県分で二十億、市町村分で五十億くらいでございませぬ。

○山手委員 私はもつと多いように思つておられるのでありますが、今の数字をもつとはつきり後ほどまたお聞かせ願ひたいと思ひます。市町村ではところによつては相当相違もあるかと思ひますが、もう皆使つてしまつたのだ、地方税が数字の上で一応ふえたから、これは返さすのだといふふうなお話なのでございませぬが、昨日からも話が出ておりますように、地方税の滞納は大体四〇%以上が滞納になつておるのでございませぬ。それではこれを今すぐどういふふうにして返還さすか。昨日もよくと触れられてあくまで返せるようにして返さすのだといふふうなお話がございませぬが、返せるようにして返さすといふ方法、あるいはその返す時期といふふうなものについて、今どういふふうにお考えになつていらつしやるか。町村や府県の方では非常にこの問題を気にしておるのでございませぬ。

○荻田説明員 昨日もお答え申し上げましたように、今のところ、超過額の半額を本年度中に考えておりますが、その後におきまして今回の増加分もございませぬし、それから昨日も申し

上げましたように、仮決定を本決定にいたしまして、また数字が狂つて参るわけでありまして、それから特別交付金の配分もいたす、そういうものを一切見まして、今年度の最終決定が出ますから、その額と今まで交付してあります額の差額を年度内に返してもらうということになるわけでございます。今ただちにこちらから、この返還してもらうものにつきまして何らかの処置をとるといふことは、昨日も申し上げられなかつたのでありますが、今のところは、地方団体側におきましておいおいその徴税等も集めて参りますから、それによつてさしあたり半分は年度末までに返してもらいたいと考えております。

○山手委員 市町村側から言わせると、当然これはもたらえるものだという気分です。使つておることは事実なのでありますが、青天の霹靂のように、超過額を特に半分は年度内に返せといううなことを言われることは、地方議会でもいろいろトラブルを起すわけでございます。皆さん御承知だと思つたのでありますが、この間私、旅行いたしましたところ、岐阜県では県知事が突然辞表を出しました。なぜ辞表を出したか。いろいろ事情を聞いてみましたところ、こういうふうな状態ではなかなか来年度の財政のことについて自信が持てない。この新しい予算を組むのは新しい知事でなければいかぬというふうな見解で、明年度予算を組む者を今のうちに選挙したらいいだろうということ、辞表を提出したという話を聞いておるのではありませんが、非常に地方自治団体といたしましては、気にしておるようでございます。この点について、まだこれからとくとお考えを願つておきたいと思ひます。

それから地方税であります、府県の方では、実際には七百億くらいと予定のものが五百五十億くらいとずれぬというので、いろいろ陳情をしておるのであります。しかし五百五十億くらいしかとれないというところは、これはいわゆるふつかけて来ておるのであつて、それは思ひぬというふうなお話で昨日あつたように思つておるのですが、私どもは存外地方税が減収になるのではないかと。百億くらいの減収では済まないのではないかと考えておるのではありませんが、その点もう一度はつきりお伺ひしてみたいと思ひます。

○萩田説明員 昨日もお話申し上げましたように、本年度の予定額の千九百億はなかに、容易なことではないと思つておりますが、一応基本的には千九百億のものがとれると考へます。しかしまたそれだけとれなければ財政がやつて行けないと考へておられますので、できるだけその額をとれるようにという方向のもとに物事を考へております。で、今これがどうしてもとれないのだというふうには結論を出しておりません。ただ昨日も申し上げましたように、すらすらと考へてみましたところ、大体百億くらい食い違ひが出て来るのではないかと、心配している程度でございます。

しまして、全体として歳入歳出というものを考へたのであります。その程度のこととは、もちろんその額だけ平衡交付金の増額という方法で、カバーするのが最善とは思ひますが、いろいろ情勢から、そこまでは要求と申しませんが、主張することもできません。一応今までの分はやつて行けるものだ。税の減収はその他の収入で得るか、あるいは歳入の節約、あるいは繰延べ等で行くか、何とか都合してその程度は減収になつてもやつて行けるという見通しのもとに、新しく八十三億を要求しておるような次第であります。

○山手委員 そういたしますと、そこに非常におかしいものがあるものであります。片方では歳入の面において、税の減が百億あるいはそれ以上もあるのではないかと。もう一方は情勢であります。しかもこの八十三億というものを何とかしてひねり出さなければいかぬというふうな考へで、意見書もお出しになつた。しかもそれが三十五億しか交付にならない。交付しなければどうしても越せないと言ふ。八十三億でも年が越せないではないかという情勢のもとにおいて、三十五億しか交付しない。しかも昨日の本会議の席上におきまして、大蔵大臣は三十五億で十分だ、それ以上この平衡交付金をふやす必要もないのだと言ひますが、そういうおられるのでございますが、そういう点について、地方財政委員会は政府にどういふような積極的な働きかけをしておられるのか。われわれは、地方財政を考へますとまことに暗い顔をするを得ないのであります。その点とはつきり事情をお聞かせ願ひます。

○萩田説明員 一昨日から委員会の委員長も申されておりますように、当初百三十億円の増加、その後年末手当が半月分になりましたので八十三億、これだけがないということ、あらゆる方法をもちまして政府にお願ひをしておるのであります。政府に意見書を出したわけでございますが、遂に三十五億しか認められませんでしたので、それでその後は予算を審議なさいます国会においてお願いするよりしかたがないと考へまして、内閣を通じて意見書を出したような次第であります。

○山手委員 そのことでありますが、昨日大蔵大臣の答弁にも三十五億円で十分だ、これは政府の見解だといふような表現をして、はつきり言ひ切つておられましたが、この点について、あなたの立場としてどういふふうに地方行政を担当していらつしやる大臣としてはどういふふうにお考へか、所見を承りたいと思ひます。

○岡野國務大臣 お答え申し上げます。これは昨日も申し上げた通り、私自身としましては、地方財政委員会というものは權威ある委員会である。その委員会が調べた結論は尊重すべきものである。しかしながら閣内においていろいろ協議した結果、中央財政の立場から三十五億以上はとも出る財源がない、こういう意味におきまして三十五億にした。そこで私の立場としましては、はなはだ板ばさみになつたわけでございます。今もやはり地方財政委員会の考へていられるような方向に進んで行つてもらいたいと思つておられます。もうすでに閣議でそういうふう

うに決定されてしまつたものであります。それから、何ともいたし方がありません。しかし私自身といたしましては、地方財政委員会は独立の機関であつて、同時に地方財政全般に対する綿密なる資料をもつて要求書を出しておられるのであります。それから、やはり意見書というふうなものが出ました以上は、国会において御審議を願つたらどうかというふうな考へを持っております。

○山手委員 その点については、どうも大臣の答弁が、木で鼻をかんだというふうな感じがするのであります。地方財政委員会の意見書というものは、あくまで地方財政委員会の考へに基いて独自の立場でお出しになつた、こういうことは言えるかもしれぬと思ひます。しかし地方行政を担当していらつしやる大臣の立場というものは、地方自治団体の立場でなければいかぬと思ふのであります。実際に地方財政の内容を大臣がごらんになつて、ほんとうに地方財政委員会の意見書というものが正しくて、実際どうしなれば地方行政は例の勧告以前のものにまた逆もどりをしたとたんたたるものになる。これじやないかと思はれるのか、そうじやない、やはりそれは何とかなるという程度にお考へになつておられるのか。その点のところを、大臣は單に地方財政委員会が、かつて意見書を出したものであつて、ただそれは尊重してという形式的な考へ方で行けばよいと言はれるのか、はつきりしていただきたいと思ひます。

○岡野國務大臣 たゞし申し上げますように、中央の財政の担当者は大蔵大臣でございます。そうして中央財政の担当者の大蔵大臣が、財源としてこ

れだけしか出すことができないということになりますれば、それに従うのが当然だと思います。同時に私自身もいたしましては、先ほどもたび／＼申し上げましたように、地方自治庁の長官というものは、職責と申しますれば結局地方自治を確立するためにいろいろ法案を立案し、それを国会に提出して法律にしたいと、こういうのが本来の職務でございます。ただ問題は、地方自治を確立しなければならぬ、財政面も確立しなければならぬ、地方自治の確立ができない。こういうような立場にありますから、道義的また良心的に考えまして、地方財政の方にも、よけいなおせつかいでございませけれども、いろいろ事情を聴取したり、いろいろ／＼なことに對して陰ながらの努力をしておるといふ立場でございます。この点はよく御了解を願いたいと存じます。

○山手委員 ちようど大蔵大臣がお見えになりましたからお聞きしたいと思ひます。さつきから、ここでも地方財政委員会の事務局長あたりから、いろいろ答弁があつたのでありますが、千九百億の明年度の徴税というものは、おそらく百億くらいは税収減になるだろう、あるいはまた元費の節約そのほかについても五％くらいの節減をやるやうというやうなことを考へておるけれども、なか／＼それは行くまいというやうな見方があるのではありません。そういたしますと、年末には半箇月分の年末手当を出す、ベース・アップもしなければならぬといふことになる、あなただが昨日おつしやつたところの三十五億の平衡交付金の増額をすればそれで十分だ、それ以上に増額をする必要はないといふやうに言い切られたのであります。それが、それとたいへんな矛盾ができて来るのであります。大蔵大臣はどういうふうにお考へになるか、その点を承りたいのであります。

○池田國務大臣 お話の通りに、地方の各団体の予算執行状況は、今はつきりいたしておりません。私は来年度の予算編成にあたりまして、昭和二十四年度の決算の状況を知らいたいと思ひまして、各府県に通報方を願つたのであります。不幸にして二十六年度予算をきめず場合に、四十数府県の中から十八府県しか来ていない。二十四年度の決算をその当時十分に知ることができなかった。二十五年度の状況につきましても、たび／＼決算見込みを府県だけでもよいからお知らせ願ひたいといふことのでやつたのであります。わがかりません。従つて今年度の地方団体の租税収入がどうなるかといふことは、はつきり申されないのであります。しかし大体におきまして、地方団体ににおいても、ことに府県の方はかなり苦しい状況であるといふことは想像できます。従つて財政の許す限り地方平衡交付金をふやすべく努力いたしましたのであります。しかし国の財政もそうゆたかではありませんで、三十五億で——これで十分だといふ気持は私保持つておりません。(きのう言つたじやないかと呼ぶ者あり)十分だとは言つておりません。できるだけのものは出すようにいたしたいと言つたのであります。従つて本年度千九百億の収入のうち、百億の減収になるかどうかといふことはわかりませんが、今地方におきまして、事業税等で徴収不足といふおきまして、徴収遅れがかなりあるの

あります。従つて極力地方の方でも急いでとつていただければ、財源も相当ふえて来るのではないかと、この氣持を保持しておるのであります。

○山手委員 そうすると結局この問題は数字もない、見込みでもあるといふので、水かけ論だといふやうなことに持つて行かれることになるので、私が逆にお聞かせ願ひたいと思ふのは、三十五億の内訳といふのは、大蔵省の方ではどういふやうに考へて、三十五億といふやうにはじき出されたのか、その点をお聞きしたい。

○河野政府委員 三十五億をどういふやうな考へ方で算定したのかといふお尋ねであります。平衡交付金決定後におきまして、法令の關係あるいは今回の給與引上げの關係、また補正予算に伴ひまして地方の負担が増加いたします。こゝういふやうな新たな地方経費の増加といふことも考へ、また地方の収入の点といつたことも総合勘案いたしまして、また経費の節約もやつていただくといふやうな趣旨で、一応この程度が適當であろうと考へたのであります。ただ、しつてどういふやうな計算の根拠があるかとお尋ねになります。ならば、過般地方財政委員会におきまして、地方財政委員会法第十一條の規定によりまして、地方財政平衡交付金の増額について意見書が提出されております。これによりまして、平衡交付金の増額に必要な経費負担は大体百七十三億四千万である。このうち三十九億九千九百万は、約四十億は経費の節約によりまして、差引き百三十三億円の平衡交付金の増額を要する、こゝういふやうな意見書が提出になつておるの

であります。これをここに私も検討

いたしましたのであります。その百七十億の増加を必要としたされておる三十三億の内容を見ますと、給與關係の増加額が百三十八億、平衡交付金の増額が百三十八億、それから政府の今回の補正十六億、それから三十三億程度の経費の増加に伴ひまして三十三億程度の経費の増加を要する、また災害救助費によりまして五億七千万は増加を要する、こゝういふやうな御意見であります。給與増加に關する経費のうち、年末手当の支給に要する経費は、昨年度におきまして一応既定経費をもつて支弁いたしました關係上、新たな経費の増額とも私どもとしては考へておりません。また平衡交付金決定後の法令の改正等による経費といふやうなものも、法的に検討いたしました。もう少し少くなるであらう、補正予算に伴う地方負担の増加といふやうなものは、大体この程度であります。こゝういふ一応の計算を基礎として、これに節約といふやうな点も勘案いたしまして、三十五億といふやうな一応の数字になる、この程度が一応適當であらうと考へた次第であります。

○山手委員 ベース・アップだけで四十三億、年末給與で四十五億ぐらゐのものがあるとしても新規になければいかぬといふ実情になつておるのであります。しかもなお平衡交付金の仮決定をして渡したのも返さなければいかぬやうな原もあり、地方税の歳入減の憂いも相當にあるといふ状態、しかもこゝういふ新規の歳出といふものがどうしてななければいかぬと要請されておるときに——給與關係だけでも八十八億といふものが最低限にある、これを三十五億平衡交付金を出してそれで十分

だ、これでよからうといふやうな根拠がちつともわからないのであります。地方はどうしてやつたらいのか、こゝういふことに、みななつて来るのであります。その点もう少し細りわけ、それでは三十五億をどれとどれに拂つてらいたいのかといふことについて説明を願ひます。

○池田國務大臣 三十五億を出しました一応の計算は、主計局長から申し上げた通りであります。地方公務員の方の給與がこれだけ上つて、これをみな国の方から出せといわれても、国の方でも困るのであります。地方の方ではこれだけ歳入減があるのだ、こゝう言つて押しつけられても困る。前年度の雑収入の状況を見まして、また今年度の徴収状況を見まして、地方に於いて極力財源獲得に努力していただくよりは、既定経費を節約して、そうして給與の引上げとか、あるいは國策遂行に必要なものを出しておるのであります。地方の方でもさういふやうな意味において、国と同じやうに極力徴収を確保すると同時に、節約をしていただく、所要経費に充てていただく、こゝう申し上げるよりほかにございせん。なお三十五億の使ひ方につきましては、これは平衡交付金法の趣旨によつてお使いになるので、大蔵大臣からどういふやうな御承知の通りには、当初組みましたときにおいては、義務教育費關係の方々につきましては、できるだけのことを計画いたしておつたのであります。聞くとこゝういふお分が教員の方にまわるのだといふお

話があつたと聞いておりますが、私の初めの腹は、教員関係の分につきましては、できるだけのことをいたしたいという気持があつた。これは従来義務教育費の国庫負担の関係から申しまして、予算を組む場合においてはこれを優先的に考えなければならぬのではないかと、そういうような気持がありました。あるいは昨年の年末賞與のために七億二千七百万円、こういうようなものを組んだり返したりというつもりでおつたわけでありまして、しかるところ関係方面との折衝で、そういうようなものもみな含めて、三十五億ということになつたのであります。

○立花委員 関連して……。今の大蔵大臣の数字なんですが、ベース・アツプ九億四、それから昨年末の半当の半額として七億二千万円、これを合せて三十五億円とおつしやられましたか、そうでございませうか。

○池田國務大臣 そういふものを含めた意味において、三十五億円出したのであります。

○立花委員 そういたしますと、そのほか年末半当の半月分の十億円もこれに含めますか。

○池田國務大臣 当初内定しましたものにつきましては、それは含んでおりませんでした。

○立花委員 そういたしますと、三十五億円のうち七億二千万円プラス九億四、十六億二千万円というものは、確かに含んでいることになるわけですね。

○池田國務大臣 先ほど申し上げましたように、平衡交付金法の趣旨によりまして、これはどこに使えということ

は私からは言えません。しかし当初の計算につきましては、義務教育費関係のものは、従来からの行きがかり上、ある程度考えなければならぬというので、当初の予算にはそういうものを組んだわけでございまして。

○床次委員 ただいまのお話に関連して申し上げるのではありませんが、大蔵大臣は、不足の分は地方の雑収入その他、いろいろやりくりをしてみなければならぬとかなるのではないかと、いうようなお考えのようでありまして、地方の雑収入、特に例としてあげられまして、これは地方によつて非常に違ふのであります。雑収入の入りやす地区——競輪を行いますものその他、これは一部分でありまして、市町村全体に關係を及ぼして参ります。今度の補正予算のごときものにつきましては、公平な財源というわけにはならないと私も考えております。なお昨日から

もお話がありましたごとく、今日地方で所要としております数字は、これは町村経営の全般に關係しておるのであります。結局その財源として考えられるのは、昨日ここでお話がありましたのが、法定外を増徴する、あるいは標準以上をとる、あるいは寄付に求めるということになりまして、地方はそれだけ負担が大きくなるのであります。大蔵大臣は、今度の補正予算におきましては、減税を行ひ、国民負担の軽減をはかつて——なるほど事情はさうかと思ひます。しかも大蔵大臣の言われる減税の中には、いわゆる税法上の減税であり、しかもその見積りにおきまして、相当の水増しをしているもので

はないかと言われている際でありますので、数字上は一見わずかのようではあります。この四十八億、五十億ばかりの地方財政のあと始末、交付金の不足額というものは、国民生活に非常に大きな影響を與えるものと、私は見ておるのであります。大蔵大臣と地方財政委員会の意見あるいは自治庁の意見というものは、かなり食い違つておりますが、これは意見の差だけではないのであります。直接迷惑をこうむるものは国民になつて来ると思つて、国民はむしろ今度の補正予算の結果におきまして、負担の増加が来るのではないかと、中央地方両方の財政を通じて見ますならば、国民負担の増加を来しておるのだというように私は考へるのであります。大蔵大臣はいかようにお考えになりますか。この際承つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 国民負担の増加を来すのではないかと、御議論の根據が、私にははつきりいたしません。私は補正予算におきまして、国庫収入については決して水増しをいたしておりません。床次君も御承知の通り、最近の勤勞所得の増加、あるいは法人の利益の増加は実に目ざましいものがあるであります。従ひまして水増しと言われましても、勤勞所得を中心とした源泉課税は、当初の予算の九百八十億円に對しまして、二百四、五十億円の増を見ている、法人関係は三百八十億円の税に對して百八十億円の増を見ているのであります。しかるに片一方の農業あるいは中小商工業を中心とした申告納税予算の千五百億円に對して、三百三十億円の減収を見込んでおりま

す。それから法人関係の資産再評價による収入見込み百六十億円に對しましては九十億円の減収を見ている。みな根據があつてやつてゐるのであります。最近の状況によりまして、初めて予算を内定いたしましたときには、専売資金の減収を三十億見込みましたが、十一月最初のタバコの売行きを見まして、タバコにおいては百十億円の減収を見ている。しかしして経費の節約、あるいは塩の利益の増加——塩については来年一月から、食塩を下げ、工業塩を千円上げる予定でありますが、二十億円の増収を見込んでおります。個々のアイテムにつきましては、最近の状況によつて補正しておるのであります。決して水増しをいたしておりません。お話を税法上の減税と申されましたが、減税というものは税法上の減税でありまして、タバコの益金が千二百億円で百十億円下つても、これは私は減税とは言いません。これは減収である。所得がふえて所得税が上がることは当然である。減税とか増税というものは税法上以外の何ものにも言えない。たとえば中小企業あるいは工業に對して、予算の千五百億円が三百三十億円減つたと言つたつて、これは減税とは言いません。減収である。国民負担が増加するといふことは私は考へておりません。本会議で申しましたように、米などの主食の値上りによりまして、ある程度生計費に影響があらはれて、所得税の軽減あるいは酒税、物品税等の軽減によりまして、十分の主食の値上りはカバーできる、あらゆる計算をいたしまして、私は国民の税は減つて来るという結論に到達いたしましたのであります。

○床次委員 あらゆる観点から見まして、税が減つて来るとお考えになります。ただいま大臣は相当詳細な各項目について検討した結果だとおつしやつておるのですが、これはやはり見込みであります。大臣はさうにお考えになるかもしれませんが、はたしてさうであるかどうかは、今年の末になつて、事後において聞きたいものだ。私は考へておるのであります。地方の状況につきましては、すでに地方財政委員会として、やはりそれ／＼の立場でありまして、あるいは大蔵大臣の見解が正しい、あるいは地方財政委員会の見解が正しいかというところは、將來において見なければならぬのであります。私も、現在の地方財政の状況から見て参りますと、地方財政の収入その他から見まして、地方財政の穴はますます／＼大きくなるのじやないか。

先ほど委員にお話した議論があつたのであります。かなり穴が大きくなる。しかもこの穴を埋めるためには、どうしても増徴をしなければならぬ。なるのじやないか、中央、地方を合せたところ、結局負担が増加するのじやないかというのを私は憂う。大蔵大臣がお考えになるような形におきまして、非常に好転して参りますならば幸ひだと思つておりますが、これは將來において判断を下すべきものであります。どうも意見の相違でございまして、私の質問はこれで終ります。

○門司委員 先に山手君その他からいろいろ聞かれておるもので、私は一つ二つお聞きしておきたいと思つたのであります。それは自治庁が、平衡

ではないかと言われている際でありますので、数字上は一見わずかのようではあります。この四十八億、五十億ばかりの地方財政のあと始末、交付金の不足額というものは、国民生活に非常に大きな影響を與えるものと、私は見ておるのであります。大蔵大臣と地方財政委員会の意見あるいは自治庁の意見というものは、かなり食い違つておりますが、これは意見の差だけではないのであります。直接迷惑をこうむるものは国民になつて来ると思つて、国民はむしろ今度の補正予算の結果におきまして、負担の増加が来るのではないかと、中央地方両方の財政を通じて見ますならば、国民負担の増加を来しておるのだというように私は考へるのであります。大蔵大臣はいかようにお考えになりますか。この際承つておきたいと思ひます。

○池田國務大臣 国民負担の増加を来すのではないかと、御議論の根據が、私にははつきりいたしません。私は補正予算におきまして、国庫収入については決して水増しをいたしておりません。床次君も御承知の通り、最近の勤勞所得の増加、あるいは法人の利益の増加は実に目ざましいものがあるであります。従ひまして水増しと言われましても、勤勞所得を中心とした源泉課税は、当初の予算の九百八十億円に對しまして、二百四、五十億円の増を見ている、法人関係は三百八十億円の税に對して百八十億円の増を見ているのであります。しかるに片一方の農業あるいは中小商工業を中心とした申告納税予算の千五百億円に對して、三百三十億円の減収を見込んでおりま

す。それから法人関係の資産再評價による収入見込み百六十億円に對しましては九十億円の減収を見ている。みな根據があつてやつてゐるのであります。最近の状況によりまして、初めて予算を内定いたしましたときには、専売資金の減収を三十億見込みましたが、十一月最初のタバコの売行きを見まして、タバコにおいては百十億円の減収を見ている。しかしして経費の節約、あるいは塩の利益の増加——塩については来年一月から、食塩を下げ、工業塩を千円上げる予定でありますが、二十億円の増収を見込んでおります。個々のアイテムにつきましては、最近の状況によつて補正しておるのであります。決して水増しをいたしておりません。お話を税法上の減税と申されましたが、減税というものは税法上の減税でありまして、タバコの益金が千二百億円で百十億円下つても、これは私は減税とは言いません。これは減収である。所得がふえて所得税が上がることは当然である。減税とか増税というものは税法上以外の何ものにも言えない。たとえば中小企業あるいは工業に對して、予算の千五百億円が三百三十億円減つたと言つたつて、これは減税とは言いません。減収である。国民負担が増加するといふことは私は考へておりません。本会議で申しましたように、米などの主食の値上りによりまして、ある程度生計費に影響があらはれて、所得税の軽減あるいは酒税、物品税等の軽減によりまして、十分の主食の値上りはカバーできる、あらゆる計算をいたしまして、私は国民の税は減つて来るという結論に到達いたしましたのであります。

交付金について、地方が節約いたしまし、約四十億を差引いて、残りの百三十四億くらいが至当だということ、地方財政委員会としてはこれを要求した。それに対して三十五億でいいという御答弁であり、さらに三十五億の算定の基礎の説明をさつき伺ったのでありますが、非常にいいものでありまして、私もその説明では納得がいかなかった。従つて私もこれからは少しこまかく数字をお聞きいたしますが、この数字が正しいかどうか大蔵省はつきり御認識なさつておられるか。一応の説明をこの機会にお願いしたいと思ひます。先にお聞きしておきたいと思ひますことは、最も大きな問題として考えられます平衡交付金の、この前記しましたときの後に開ける法律の改正による財政の需要の問題であります。この問題はいろいろあると思ひますが、たとえば臨時経費にいたしましても、災害復旧の経費であるとか、あるいはそのほか国庫負担の査定基準によりこれが上まつて来た場合の差額、それから農林水産施設に對する災害復旧費の中の義務的な負担金、こういうものが大体含まれております。それから事業資金対策というふうなものが含まれて来ておる。こういうものの総額が大体九億二千万円になつておるのではありませんか、これらの臨時的な諸経費というものは、大蔵省はお認めになつておるかどうか。

○河野(一)政府委員 先ほど、三十五億はどういうふうにして、一応持つて来たのであるかという事について申し上げたのでありますが、平衡交付金というものは個々の経費を見て、それを国でもつて財源をやるという性質のものではあるまいと私は思ひます。地方財政全体を見て、平衡交付金を増額する必要があるかどうかという見地に、おいて、考えらるべきものと思ひます。ただ何らの計算基礎なしに、漫然と増加するということは考へべきものではないと思ひます。従つて私もまたいたしましては、地方財政委員会からお出しになりました意見書を元といたしまして、經常的経費として百七十三億四、これに對して既定経費の節約をおやりになりまして、百三十三億四という意見書を御提出になつております。そのものにつきまして一応平衡交付金をそのラインに沿つて増額いたしますと、どうなるかという事を考へたのであります。門司さんのおつしやいましたように、ほかのもののいろいろな負担の増加があるであろう、これがないとは決して申し上げておりません。この点について負債の増加ということもありまして、また地方の収入の増加ということも考へられるのでありまして、これらの点も勘案して考へべきであると思つております。ただ意見書にありましたラインに沿つて考へますと、この中には純地方の負担増加になると思われるものについて、意見の相違がある。すなわち年末手当につきましては、地方財政委員会におきましては九十億程度に御積算になつておるのではありませんか、この分は昨年においてすでに半月分は出してゐる。本年は一月分になればまた格別であります。半月分であるということになれば、既定の形においてすでに支弁されておる。従つて新たな地方負担の増加にならない。こういう一応の考へ方をしておるわけでありまして、また平衡

交付金の決定後における法令の改正等によつて増加するものにつきましても、地方財政委員会の資料を拜見いたしました。この中におきましては必ずしも新しい経費の増加であるとは、認めがたいと思はれるようなものが数項あるのではありませんか。たとえば、社会福祉施設の増加等に関するものは、すでに前年の補正予算の平衡交付金決定の際において、民生保護委員等の振替等におきまして、支弁する予定になつておつたと、私も考へておるのではありませんか。それから飲食物規整法等に基くものにつきましては、これは収入の減少であります。新たな経費の増加ではないのであります。また食糧管理制度の改正に伴う経費も八億四、これに對しては、今後における食糧配給制度というふうなことを考へますと、これだけの人員費の増加がいろいろあるかという点について、私も必ずしもその通りだとは考へておらないのであります。従つて私に對する点について相當新しい負担の増加というものは、委員会が考へておられますラインとは、私も少し意見を異にしております。また補正予算に伴う地方負担の増は、国の補正予算に伴つて當然出て来る増でありますから、その意見の相違があるはずはないのであります。そのほか災害救助費による負担の増加ということもござります。しかしこれにつきましても、門司さんもよく御承知のように、地方財政平衡交付金法におきまして、特別平衡交付金制度がありまして、災害等の場合においては、こういうふうな條件もいろいろ考へて、その配分を考へるというふうな建前でありますか

ら、いろいろな事情を勘案いたしまして、平衡交付金の配分の問題を私どもは考へまして、三十五億四程度ということにいたしました次第であります。

○門司委員 さつき平衡交付金の問題でちよつとお話がありましたが、平衡交付金を算定いたしますには、あなたの方がよく御存じのように、地方の財政需要額と、その収入のアン・バランスが大体これと埋められるということになつておられますので、財政需要がふえて来れば、当然アン・バランスがよけに出て来る。収入の方は、御存じのように税法で大体縛つておられますので、それ以上ふやすことはなかなか困難だが、財政需要の方は、いろいろな形でふえて参ります。従つてそのアン・バランスが大きくなればなるほど、地方の自治体はたしなまれば、これを求めるには一つは起債であり、一つは平衡交付金の増額を要求する以外に手はないと私は思ふ。従つて私どもが今こゝでお聞きいたしておることは、この財政需要額のおえた点をお認めになるかどうかという点です。今もお話しになつておりますが、たとえば政府の補正予算による増加というふうなものにつきましても、百二十四億ばかりあるのではありませんか、これは大体私はお認めになつておると思ひますが、それはその通りでありますね。

○河野政府委員 臨時的な経費、たとえば災害関係等でふえてゐるものもあると思ひます。しかしこれは地方財政委員会の意見書にもいろいろございまして、意見書におきまして、たしか三百八十億が、臨時経費も入れて増加するとお考へになつておつたようでありまして、私どもはその数字そのままには考へておりません。災害等によりまして百三十億程度の増加について、地方財政委員会の意見があるようでありまして、この中には、たとえば申しますれば災害の公共事業に伴う地方負担というものは、予算上はつきりきまつてゐる。災害関係の公共事業費は四十一億程度の増加を考へておられますが、予算上の計算におきましては二十二億程度であります。また単独事業なんかの計算におきまして、六十七、八億という事を言われておりますが、私どもはそういうふうには考へておりません。ただ二十五年度の補正予算等に伴います地方負担の新たな増加という点については、目下いろいろ検討いたしておる。たとえば、公共事業費なんかの配分等につきましても、大いに關係するところでありまして、まだ的確にどの程度であるというふうな結論は下しておりません。それを申し上げる段階には至つておらないのであります。

○門司委員 めんどくさくからそれならもう少しはつきり聞きましよう。この補正予算に伴います国庫負担の補助金はふえております。従つて地方の負担金はふえなければならぬ。文部省関係といたしましても、認定講習に要する経費は国庫の補助であります。一億九千三百万円ふえておる。これと同額の地方負担がどうしてふえなければならぬという事になつてゐる。その次に農林省関係におきましても、御存じのように農業協同組合の検査の旅費であるとか、あるいは稲熱病の予防費とか、あるいは主要農作物の災害復旧対策費とか、あるいは

われましますならば、当然地方も行われなければならぬことになつてゐると私は考へてゐる。そうするとたださういふことが大蔵省としては望ましいという形、あるいはさうなるであらうというやうなことでなくして、これらの問題については責任を持つてお考えを願ひたいといふこと、それから去年は三千円出したから、ことしも何らかそれらの措置によつてといふことでありますが、去年の地方財政のあり方と、ことしの地方財政の現状といふものでは、非常に大きな開きを持つております。それは地方税法の制定が非常に遅れたといふことも、一つの原因でありました。ところが、また一方において税制の改革に於いて地方の負担が非常に増してゐるといふことであつて、一応あなた方からお考えになりますならば、デスタクの上では非常に増税になつたやうにお考えになるかも知れませんが、増税は單なる数字の増税であつて、實際負担能力に應じた増税でなかつたと私は思ふ。その結果は今日徴税が非常に困難である。御存じのやうに地方の市町村民税のごときは、大体七割にまだ達しておらない。こういうやうな状態であるといふことは、さういふものがあるから、それを取立ててやつたらどうかというお話であります。が、国の財政の面から考えますと、あなた方も御存じのやうに国の財政ではいまだに徴収不能といひます。が、滞納の分が私は六百億を越えてゐると思ふ。国は六百億の大きな滞納金額を持つておつても、今日何とか財政上のやりくりがされてゐる。地方の情勢をそれと同じやうに考へて、さうしてこれを取立てたらどうかといふやうなお考えであると思ひ

まするが、それは国の状態を、地方の一万余に及んでおりますおの／＼の状態を異にしてあります地方自治体に、ただちにそのことはあてはまらぬと思つても、同時にまた節約の面からいたしましても、国において／＼な費用の約百分の五を節約したから、地方の公共団体も百分の五の節約をすることが正しいというふうなお考えであるように聞いておりますし、また財政委員会もそういうことを考えているようでありますが、これもさつき申し上げましたように、一万を越えております自治体については、そういう余裕財源のまつたところもありませんし、またた剰費のあるところもあるかもしれな

たい。それによつてわれ／＼はほんとうに納得が行くかどうか一応検討してみたい。こう考へてゐるのであります。この点はひとつ特別にお願いを申し上げておきたいと思つております。その次にこれは大蔵大臣に聞いておきたいと思つてゐますが、起債の問題であります。起債のわくが当初は三百七十億であつたというふうなことで、大各地方団体に割振りがされてゐる。ところが実際は、これは三百億しか起債のわくはなかつたのだ。そこで実は起債のわくの中で七十億の誤差を生じてゐる。このいきさつを突はきのう自治の長官から聞いたのであります。この七十億の誤差といふのは一体どういう意味でこういふものができてゐるのかといふこと。それから同時にすでに地方財政委員会ではこれを三百七十億と考へて、地方に起債のわくの割振りをしている。こういうことで非常な地方の自治体、財政委員会は困つてゐると思つてゐますが、大蔵大臣としてはこの点のいきさつを、どうしてこういうものができたのかといふことを、一応お話を願ひたいと思つてゐます。

○池田田務大臣 当初三百億といふ話があつたのであります。三百億では足りないといふので、私は関係方面のある人と話をいたしまして、大体三百七十億といふことに了解をつけたと考へておりました。従ひまして三百七十億で自治庁並びに地方財政委員会、大蔵省は今まで進んでゐるのであります。最近に至りまして、最近と申しましたも二、三箇月前から、あるいは三百億だといふような話であるものでございいますから、それは間違ひで三百七十億だ。確かに私も通訳もはつきりして

いるのであります。しかるところ私の相手の人が実は今おられない、いてもいなくても自分と話をしたのだからこれにしてくれなければ困る。こういうので今折衝を續けております。なお補正予算につきましては地方債のわくは三百七十億に充てて五十億円の要求をいたしてゐる次第であります。

○門司委員 今の数字が私には何か少し違ふと思つてゐますが、大蔵大臣のきのうの財政委員会の説明では、今要求したてております地方債の発行を二百五十億と書いてあります。約二百億ばかりの中にも七十億は含まれてゐる。今の大蔵大臣の話では約七十億に對して五十億くらゐの数字が起債の認可額として考へられてゐる。この食い違ひはどつちがほんとうでございませうか。二百五十億を要求されてゐるのがほんとうであるか、その中に七十億を含まれてゐるのか、ひとつ承りたい。

○池田田務大臣 私は二百七十億と考へたことはございませうが、当初の三百七十億といふことは本国会では申し上げたことと違ひませう。当初の三百七十億といふことは、五十億程度の増加をお話いたしましたのであります。

○門司委員 今のお話ですが、自治庁の方では七十億を含んでをうして二百十五億であります。今の大蔵大臣の話では、その七十億に五十億がプラスされて二百二十億だと思ひますけれども、そうすると非常に大きな食い違ひを生じております。約九十億ばかり

違ひのであります。財政委員会の話がほんとうであるか、大蔵大臣の話がほんとうであるか、その点ひとつはつきりさしておいていただきたいと思ひます。

○池田田務大臣 三百七十億の分につきましては、私が交渉をいたしました。補正予算に伴います地方債の増加は、五十億と事務当局から聞いております。自治庁がどういふふうな計算されておりますか、私はまだ聞いておりません。

○門司委員 そうなつて参りますと非常に大きな問題が出て来ると思ひます。が、地方財政委員会が要求してあります例の三百八十九億であります。か、この中に含まれておりますものはいわゆる四十億の既定経費の節約によるものと、そのほかに地方債の発行として二百十五億、それからさらに平衡交付金の増加が百三十四億、このものが含まれて全部で三百八十九億といふことになつております。ところが今の大蔵大臣のお話によりますと、實際は百二十億しか地方起債のことを考へておらないといふことになつて参ります。と、この地方財政委員会が考へております財政需要額の中にさらに九十億の大きな穴があく、こういうことになつて参ります。これは地方財政委員会の萩田君にお聞きしますが、一体大蔵大臣のお話になつておることがほんとうであるかどうか。

○萩田説明員 大蔵省でおつしやることと正しいのだと思ひます。われ／＼の要求しておりますのは二百億を越えておりましたが、先ほど主計局長が言われまして、その後公共事業費の負担が二十億ばかり減りましたので、それを減らしまして百九十五億、そのうち七十億に相当するものは、先ほどお話をいたしましたように、一応大蔵大臣が向うと御交渉になりまして認められたものも含んでおります。

○門司委員 そうすると地方財政委員会の方は、今お聞きいたしますと、百九十九億でしたか、二百十億のものを百九十億くらゐに減らしたといふお考えのようであります。大蔵大臣の御存じになつてゐるのは百二十億だといふことになりまして、なおまたここに七十億の開きが出て来る。一体地方財政委員会としては、出されてゐる書類についてはそういうことになつておりますが、大蔵省に要求された額が一体百二十億であつたといふことであるかどうか。この点ひとつ真偽を確かめたいと思ひます。

○萩田説明員 こちから出してありますのが百九十五億であります。そのうち大蔵省と見解が違ひますのは、災害に關しまする単独事業が相当食い違つてゐる。そういうことで今のような数字の違ひが出るのだと思ひます。

○門司委員 食い違ひが出るのだといふ話であります。大蔵省は、大蔵省は地方財政の問題をこゝで論議いたしまして、やはり地方財政委員会の意見は、私どもは相当重要視いたしまして、大体これらのものを基礎として、大蔵省のものを基として議論されておると思つてゐます。ところがこの問題が今のお話のようにあるいは百九十五億のものが要求されておつたといふにしても、これで大体やつて行けるのであるかどうかといふこと、また疑問を持っております。とにかく地方財政委員会ではこういうも

を出して、これによつて話が進められつつあるというように実はきのうまでは解釈しておつたのであります。ところがそうではなくして、自分の方ではこれだけ出したのだが、あとは大蔵省がかつてに百二十億にしたのだという事になる、地方財政委員会が説明されることは信用も何もされないという事になる。一々大蔵大臣にここに来てもらつて説明してもらわないうと、地方財政委員会では審議はできないといふことになるのですが、そういうことで一体よいのですか、岡野国務大臣からはつきり御答弁願ひたい。

○岡野国務大臣 お答えいたします。三百八十九億といふのは年末手当が一箇月分といふ時代の数字でございます。経費の節約を三十九億九千万円、約四十億円、それから八十三億を平衡交付金で要求し、起債のわくとして百九十五億を要求しております。そこで百九十五億の中で七十億といふものは補正予算の出ない前に必要であつたものでございます。でございまして、補正予算が出ましてから、新規に起債をしなればならぬものが百二十五億出て来た、こういう勘定になることを御了承願ひたい。

○門司委員 そういたしますと、何だか話がちよつと変で、七十億といふのがどつちにくつついておるのかかわらないことになる。

○岡野国務大臣 七十億と申しますのは、御承知の通り二十五年の補正予算の出ない前に、三百億の起債を許されておつたのでございますけれども、補正予算の出ない前において、すでに七十七億起債を許してもらわなければ、二十五年の地方財政といふものはやつて行けないといふことについて、大蔵大臣は関係方面に対して非常な努力をされて、今言われたようにある人に対して七十億の了解を得て来られたのでありますけれども、その人がいなくなつたので、それがまだうやむやになつておつて決定をしております。そこで今度意見書を出しますときにつきまして、今まで七十億は正式に承認されておりましたから、それに對してそれに加えて、いわゆる補正予算以前にはいしと言つて大蔵省が承知して、関係方面も了承したと了解しておるその七十億といふものを……

○大蔵大臣の責任じゃないか」と呼ぶ者あり。それは責任の問題じゃありません、数字の問題でございます。今責任問題を言ふべき筋合ひではあります。でございまして、大蔵大臣の努力によつて一応は七十億出ることになつておつたものだから、それで済んでおつたと思ひましたけれども、それが決定いたしましたから、今度あらためて補正予算が出ました後に、新たに地方財政委員会として大蔵省に対して出すためには、きまつていないものもやはりきめてもらわなければなりませんから、それで七十億を加えて百九十五億の起債を要求する。ですから百九十五億の内容を申しますれば、七十億は決定してないからそれを含め、同時に補正予算が出た後に必要とするところの百二十五億といふものを加えて、百九十五億を要求しておる。これで

ば、二十五年の地方財政といふものはやつて行けないといふことについて、大蔵大臣は関係方面に対して非常な努力をされて、今言われたようにある人に対して七十億の了解を得て来られたのでありますけれども、その人がいなくなつたので、それがまだうやむやになつておつて決定をしております。そこで今度意見書を出しますときにつきまして、今まで七十億は正式に承認されておりましたから、それに對してそれに加えて、いわゆる補正予算以前にはいしと言つて大蔵省が承知して、関係方面も了承したと了解しておるその七十億といふものを……

○大蔵大臣の責任じゃないか」と呼ぶ者あり。それは責任の問題じゃありません、数字の問題でございます。今責任問題を言ふべき筋合ひではあります。でございまして、大蔵大臣の努力によつて一応は七十億出ることになつておつたものだから、それで済んでおつたと思ひましたけれども、それが決定いたしましたから、今度あらためて補正予算が出ました後に、新たに地方財政委員会として大蔵省に対して出すためには、きまつていないものもやはりきめてもらわなければなりませんから、それで七十億を加えて百九十五億の起債を要求する。ですから百九十五億の内容を申しますれば、七十億は決定してないからそれを含め、同時に補正予算が出た後に必要とするところの百二十五億といふものを加えて、百九十五億を要求しておる。これで

○門司委員 そうしますと自治庁から要求いたしましたものは七十億を差引いた百二十五億といふことですね。

○岡野国務大臣 さようでございます。す。

○門司委員、それを大蔵省は五十億しか要求してない、こう解釈してよろしゅうございませうか。

○岡野国務大臣 それは大蔵大臣に聞きを願ひます。

○門司委員 大蔵大臣はさつき、前の七十億と今度の五十億を今要求しておつたというふうなお話でありましたが、自治庁では七十億を差引いた百二十五億を要求したといふことになつておりますが、大蔵大臣の言われるのは、この百二十五億に對して五十億しか自分の方では認めていないといふか、あるいは話を解してよろしゅうございませうか。

○河野政府委員 先ほど岡野国務大臣が言われました通り、現在の地方財政委員会の御要求としては、百九十五億といふことになつておるのだからと思ひます。その中に先ほど申し上げた七十億が入つております。この百九十五億がよいのか悪いのかといふことは第二の検討の問題だらうと思ひます。たとへて申しますと、先ほどの災害の単独事業などの見方などいろいろ御意見の相違がございします。ただ大蔵大臣が五十億といふことを言われたのであります。この問題については別に確定しておるわけではないのであります。いふちよつとお待ちください。ただ関係方面におきまして、今回の補正予算等に伴ひまして、この程度はいるのではないかといふようなお話があつたわけでありまして、従つて最少限度この程度はいるであらう、なおこの増額については私どもとしてはできるだけ努力をいたしたい、こう考えておる次第であります。誤解のないようにお願ひいたしたいと思ひます。

○門司委員 誤解をする余地もほとんどないと思ひますが、今まで議論をしたことが実はばか／＼しいことであります。大蔵大臣は五十億を要求するといふことです。大蔵省としては一応七十億に削つても、大蔵省としては一応これが確定して出されるようにお考えになつておると思つたのが、大体そのくらゐのお話のようになりまして、地方財政といふものはどうなるのですか、どうしたらよいのですか。地方財政の需要額として、どうしてもこれだけいふとして大蔵省に交渉する。大蔵省は大体そのくらゐで考えておくと、いふやうな程度では、今日の地方財政はやつて行けぬと思ふ。日本のほんとうの行政を民主化するのたためには、どうしてもやはり地方行政といふものが重要になつて来て、地方の公共団体がほんとうに行政上にも民主化されて来なければ、日本の民主化といふことは困難だと私は思ふ。このことのために、新しい憲法では、御存じのように、第九十二條以下に地方自治といふ條項を設けてこれを規定しておる。それが財政の面において、大蔵省がそういう冷淡な物の考え方ではこれを切盛りされたいといふことになつて参りますと、地方自治は一体どうすればよいのかといふことであります。今地方公務員法を出して、地方公務員の政治活動であるとか、争議行為であるとか、労働者としての当然の権利である労働三法をも取上げて、そうして縛つて行つて、公の

力をもたしたい、こう考えておる次第であります。誤解のないようにお願ひいたしたいと思ひます。

○門司委員 誤解をする余地もほとんどないと思ひますが、今まで議論をしたことが実はばか／＼しいことであります。大蔵大臣は五十億を要求するといふことです。大蔵省としては一応七十億に削つても、大蔵省としては一応これが確定して出されるようにお考えになつておると思つたのが、大体そのくらゐのお話のようになりまして、地方財政といふものはどうなるのですか、どうしたらよいのですか。地方財政の需要額として、どうしてもこれだけいふとして大蔵省に交渉する。大蔵省は大体そのくらゐで考えておくと、いふやうな程度では、今日の地方財政はやつて行けぬと思ふ。日本のほんとうの行政を民主化するのたためには、どうしてもやはり地方行政といふものが重要になつて来て、地方の公共団体がほんとうに行政上にも民主化されて来なければ、日本の民主化といふことは困難だと私は思ふ。このことのために、新しい憲法では、御存じのように、第九十二條以下に地方自治といふ條項を設けてこれを規定しておる。それが財政の面において、大蔵省がそういう冷淡な物の考え方ではこれを切盛りされたいといふことになつて参りますと、地方自治は一体どうすればよいのかといふことであります。今地方公務員法を出して、地方公務員の政治活動であるとか、争議行為であるとか、労働者としての当然の権利である労働三法をも取上げて、そうして縛つて行つて、公の

すべての奉仕者であるといふ建前で忠実にまじめにやれといふような御宣託をせんとしておりますが、こういうあやしい——あやしいといふと語弊があるかもしれませんが、きわめてあぶない地方財政の上に、こういう法律を今出さなければならぬといふことは、われ／＼には考えられない。ほんとうに日本を民主化し、さらに日本の行政を正しい軌道に引きもどして行つて、従来の中央集権の誤つた行き方を改めて行こうとするには、地方公共団体の自主的な自律性こそが、最も急務でなければならぬと私は思ふ。その場合に大蔵省はただ国の予算だけを考へて、そして國稅の面だけの減稅をするにとが、國民全体に對する減稅のやうなもの考へ方を、そして地方税となりますと、先ほどから申し上げておりますやうな担稅能力とおよそかけ離れたと申し上げてもさしつかえないやうな苛酷な増稅が、今日施行されておる。そしてその稅金が十分に取上げられないことが不都合であるといふやうな考へを大蔵大臣は持つておられる。もしないのが不都合であるといふ考へを持つておるかも知れない。しかし國の大蔵省が、あるいは國稅庁が行つて差押えをしたり、あるいは競売をしつたりしているように、無慈悲な取扱をしてまでも取立てるといふやうなことは、地方の自治体としては實際上の問題として困難であります。こういうものは國稅に對して苛酷に倣倣なくこれを取上げるから、地方もその通りにせよといふやうな、もし大蔵大臣のお考へだとするならば、地方の自治体の破壊であると私は思ふのであります。

す。地方の自治体のはんとうのよさというものは、お互いが地方の公共団体の役所をいゆる一つのサービス・センターとして、住民が全部この役所に頼つて行く。また地方公共団体の方は、住民に対するサービス・センターとしての役目を果すような仕組みにすることが、正しい地方行政のあり方であり、同時に地方財政というものも、そういう建前において一切が処理されなければならぬ。われ／＼は今までそう考へておるにもかかわらず、今のようなきわめて冷淡な物の考え方、こういうものが処理されるという事になつて参りますと、今日提案されておられますこの地方公務員法の制定にあたりまして、なお一段と私どもは考え直さなければならぬ。大蔵大臣は一体この地方の自治体をどういうふうにお考えになつておられるのか、地方の自治体の財政をどういうふうにお考えになつておられるのか、この機会に所信を聞かしていただければ、非常に幸いだと思います。

○池田内務大臣 地方の起債の問題について、今数字的議論がございましたが、門司君御承知の通り、国の予算がきまりまして、この予算をどういうふうにして使うか、ことに災害の方につきましては、負担関係が一応予算できまりまして、實際使う面におきまして、かなり地方の負担がかわつて来るのであります。従つて起債もかわつて来るのであります。そこで四十一億四億出します災害復旧費の点につきまして、地方財政委員会と大蔵省の方で四十一億四に基く起債額の食ひ違ひがございます。また単独事業のボリニウムにおきまして、見解の相違がござい

ますので、起債の金額がはつきりしないのはやむを得ないと思ひます。たとえば本年度初めは三百億円で、しばらくやつてみると、とても行かないといふので、これを七十億圓ふやしてもいいました。こういうような関係で、單獨事業あるいは災害復旧の便の方によつて数字が動きますので、それは今調節中でございます。しかしその金だけはどうしても起債でまかなうよりほかにはございせんから、最低五十億圓を要求しておりますが、この数字は今までと同じように動きます。これはやむを得ないことであります。

次に税の問題でありますが、国では無慈悲な徴収をやつておる、こういうお話でございしますが、これはやはり税法上の規定によつて、徴収すべきものは徴収しなければ、まじめに納めた人と滞納をせられた人との不権衡がありましますから、法に許された範囲内において徴収は確保しなければなりません。これはいやでもおうでも税務官吏としてやらざるを得ない、地方の職員におかれましては、やはり地方税法の命ずるところによつて、これは滞納処分をしてもらわなければいけません。地方自治体はサービス・センターだから、滞納処分も徴収確保もしないといふような心構へは、私はとらないのであります。ただ地方のとり方が、まだ国税のように行つていないのであります。たとえば税法から言つても、法人税は申告納税になつてゐる。決算が確定したしまたならば、自分で計算して税務署へ納めることになつてゐる。しかるに法人の事業税は賦課課税になつておりますから、門司君がお調べになつたらおわかりと思ひますが、事業税を

一、二年分納めていない法人が相当あるのでもございします。だから地方税におきましては、国税と同じように、法人が決算確定したときは、一応自分で計算して納める、こういう方法をとつたならば、徴収の確保が相当早くできるのではないと思ひます。私は、平衡交付金の問題につきましても、本年国税局に言いつけまして、個々の会社について調べてみましたら、まだ地方が決定していないために、一年あるいは一年半分の税金を納めていない会社がある。こういうようなことは、地方の財源確保の上からいつても、やはり早く改正して、国税と同じようにすべきではないかという考へを持つておるのでもございします。これをもし早急に申告納税にすれば、今年度の事業税収入も相当あるのではないかと、もう今月末などはこの決算によりまして一日に七、八十億くらい法人税が納まりましよう、こういうような状況です。ところが地方ではそれをやつていない。地方庁が決定するまで税金を納めなくてよいといふような状況です。こういうふうなことは改めていただきまして、税を早期に確保するという方向に地方庁も進んでもらいたい、こういうのであります。地方の税金の納まることになか／＼遅れまして、東京都なんかでも相当事業税の納入が行つておりません。これなんかやはり財政委員会、自治庁でこういう機会に早く申告納税にしたいならば、地方の財政もゆるやかになる。国税にしましても、地方税にしましても、納めるのは国民でございしますから、そこに厚薄があつてはいけません。無慈悲なことをやつていふと言われますが、これは税

法上の規定によつてやつておるのであります。

○門司委員 私は大蔵大臣から幸ひにして税金に対する講義を受けたわけでありますが、私は大蔵大臣よりもつと物を考へております。納税は国民の義務であります。従つて徴税しないでも、国民が税法で定めた額だけ、みづから算定して、これを納めるべきが本旨であるとは私は考へております。憲法に明らか納税は義務とされている以上は、国民みづからが果すべきものであつて、決して強制されるものではないと考へる。しかしそれが世の中の一つの実情でありまして、私はとらなくてもよいといふことを決して申し上げておるわけではない。もしそういう議論がここで大蔵大臣と私の間にかわされるといふことになりますと、私もまた言わなければならぬ。それならば大蔵省はほんとうに正しい税の査定が、厳密に行われてゐるかどうかといふことで掘り下げて行きますと、私はかなり疑問があると思ふ。税法に定められただけの収入を見込み、収入がそれだけあつて、当然納めなければならぬものを納めていないことはけしからぬ話だが、国税庁といへども人がやつてゐる以上は、私は必ずしも税法に定められた正しい厳正な税の取立てをしてゐるには限らないと思ひます。従つてそこには必然的に無慈悲なものが出て来る。そういう言葉じりをとらえて議論すれば切りがないので、私はそういうことを今大蔵大臣に聞こうとも考へていなければ、答弁してもらおうとも実は思つていないのであります。私は大蔵大臣として地方財政に対する物の考え方と、地方自治

団体のあり方、いわゆる地方公共団体のあり方について、財政的にどういふふうにお考へになつてゐるかといふことの御答を願ひたいと、さつき申し上げたわけであります。従つて、大蔵大臣の地方行政に関する財政面から見たお考へをひとつこの機会にお聞かせ願へば、われ／＼がこれから地方財政の問題を考へて行きます上に、非常に好都合だと考へております。

なおこの機会にも一言お聞きしておきたいと思ひますことは、これはあつては私の意見になるかもしれないと思ひますが、御答弁が願へれば幸いだと思います。私どもが考へておりますのは、今国に相当の預金部の金があるかと考へております。これはどのくらいあるかはつきりわかりませんが、もし数字がおわかりになればこの機会に御発表願ひたいと思ひますが、預金部の資金といふようなものこそ、私はこういう地方の財政が非常に逼迫してゐるときには、これを地方におまわしにするのが、至当ではないかと考へております。御承知のように、日本の国民全体の零細な貯金が集められたものは、やはりその地方の住民に使はせるといふことが、預金部資金の運営の中に織込まれることが正しいと考へておりますが、これに対する大蔵大臣の御構想もあわせてお聞きしたいと思ひます。

○池田内務大臣 地方の財政も国の財政も同じように、できるだけ経費を節約して、税金を減らすような方法で行くべきものと思ひます。国の財政はこつた、地方の財政はこつた。何もかわつたものではないのであります。地方の自治を住民のものにするためには、やはり財政的にも独立して行くような

建前で行かなければならないというこ
とは、皆さんと同じ考えであります。

次に預金部の資金の問題でございま
す。たゞいま預金部資金は二千億
あるのでございす。しかし国債に
六百億あり、地方債が百億かと思いま
す。それからほかへの投資もございま
す。運用の方法としては、国債並
びに地方債に限られておつたのであり
ますが、御承知の通り国債は発行いた
しませんから、たゞいまおまなる資金
の運用先としては、地方債の引受
けと余剰金を食糧証券の方にまわして
おります。金が少し余つております
ので、銀行に百億円ばかり、あるいは
公団への百数十億円の貸付もやつてお
る。今後の方針としては、やはり
従来通りに国債はございせんから、
ほとんど地方債の引受けに充てたい。
その余剰金があれば金債も引受けま
して、しかもその金債も、預金部が
国民の零細な資金、あるいは農業関係
の方から入つておるから、農業
関係の金債を引受ける、あるいは商
工中金の商工中小企業の方へ行く金債
を引受けるというようなことでやつ
て行きたいと思つております。従いま
して私はできるだけ地方の方にこれを
まわそうというので、従来地方公共団
体が銀行から借りておる金が二十数億
円ございすが、これは高金利で借り
ておりますから、預金部の方に肩がわ
りして安い金利で引受ける、こういう
ようにできるだけ地方公共団体に優先
的にまわし、そうして余つた金は、幸
いに金融債も引受けられるようになり
ましたから、農村あるいは中小企業
の方へ、それを流して行くような方法で
進んで行きたいと考えております。

○門司委員 今のような大蔵大臣の御
答弁だといふと、地方起債に對
しては、財政的には困難ではないとい
うように解釈しても、さしつかえござ
いせんか。

○池田國務大臣 財政的には困難でな
いという意味は、どういふ意味でござ
いますか。

○門司委員 おわかりにくいと思ひ
ますが、金融関係の面で、国の貸出し
の面から見ると、預金部資金があ
るから、具体的に言いますと、了解
が得られれば別に資金の面には困難で
はないというふうに、解釈してよろし
ゆうございすか。

○池田國務大臣 起債の許可を得ます
れば、百億でも二百億でもまだ借りら
れます。それは先ほど申しましたよう
に、百億円ばかり、普通の銀行や無盡
会社へ預けておるのを引上げればあり
ます。それからまた食糧証券も二百億
余り持つておられますし、預金もありま
すから、これはさしつかえございませ
ん。私としては起債の許可があまりふ
えない場合においては、門司君御承知
の通り、短期融資としてわく以外に
どん／＼貸しておる。それだけ私は心
を使つて、地方団体に金を出してやり
たいと考えておるのであります。あま
り表面にやられて、地方財政の方
に、銀行からの高利の借入金をする
だけしないように努力しておるのであ
ります。御了承願ひます。

○立花委員 三十五億円で、地方公
務員のベース・アップや越年手当につ
いて不足だと思ひますが、これを起債
のわくが許されないとすれば、短期融

資でやるおつもりがあるかどうか伺
ひたい。

○池田國務大臣 そういふ金を短期融
資でやる考えはございせん。それは
地方の方でできるだけやりくりして
いただきたい、こういう考えでございま
す。

○藤田委員 先ほど来、いろいろ問答
がありましたが、この際私は、大蔵省
局に資料をお願いしたいと思ひます。
それは地方財政の実態調査をやられ
たはずでございすが、その資料のなる
べく詳細なものをひとつお願いしたい
と思ひます。

それから主計局の地方財政係で、シ
ヤウブ勧告に対する批判とかいふ非常
にりつばなものを書かれたそうでござ
いすが、これの詳細なものを、なる
べく早急にいただきたい。

もう一つ、終戦以来今日の預金
部資金の運用実績と、それから二十六
年度計画、これを合せたものを資料と
して御提出願ひたい。その三つをぜひ
お願いしたいと思ひます。

○河野政府委員 できますものは提出
いたしますが、まだきまつておらぬも
のもございす。それから私の方の係
でシヤウブ勧告に対する批判とかなん
とかというふうなお話がございました
が、これは内部でいろいろ／＼會議をし
た書類でありまして、この点だけは御勘
弁願ひます。

○藤田委員 それではシヤウブ勧告に
對する批判は、われ／＼がわれ／＼の
職權に基いて集めることはさしつかえ
ないと思ひますから、集めたいと思
ひます。

それから預金部資金の運用計画と運
用実績、これはもう当然国会に對する

堂々たる資料として提出できると思
ひますから、ぜひ願ひます。

それからもう一つ、地方財政の実態
調査、これは相当はかどつておるだ
ろうと思ひます。実は閉会中におきま
して、われ／＼のボックスに途中までの
実績が配付されております。それがそ
の後相当時日を経過したしております
ので、なるべく細部のものを、詳細な
ものをいただきたい。これを重ねてお
願ひしておきます。

○前尾委員長 それではこの際御報告
申し上げます。

一昨日委員長より議長に公聴会開
承認要求書及び国勢調査承認要求書
提出いたしました。それ／＼議長より
昨日承認がなされました。

なお公聴会開會報告書につきまして
は、一昨日の委員会の御決定に基き、
昨日委員長より議長に報告書を提出
いたしておきましたので、以上御報告
申し上げます。

この際小委員会設置に関する件につ
いてお諮りいたします。本委員会にお
いては前国会に引続き議案法案の起草
及び消防に関する調査のため、これに
関する小委員会をそれ／＼設置いたし
たいと思ひますが、御異議ございま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 御異議なしと認め、さ
よう決定いたします。

次に小委員及び小委員長長の選任は、
委員長より指名するに御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 御異議なしと認め、委
員長より指名することにいたします。

都合により本日公報をもつて指名する
ことにいたします。

○前尾委員長 次に行政書士法案起草
の件についてお諮りいたします。第八
国会におきまして、本委員会におきま
しては、行政書士法案を起草し、委員
会提出の法律案として議院に提出いた
しまして、可決されたのであります。さ
が、参議院の關係により成立いたしま
せんので、今国会においても行政
書士法案を起草したいと思ひま
す。以上の關係で前国会に起草した案
を基礎とし、若干の字句的修正を加え
ました案を、たゞいまお手元に配付
いたしておりますが、何か御意見があ
れば伺ひたいと思ひます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 御意見がなければ、こ
の案をもつて關係方面と折衝いたした
と思ひますが、御異議ございませ
んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○前尾委員長 それではさう決定
いたします。

それでは本日はこれにて散會いた
します。

午後一時十四分散會

昭和二十五年十二月六日印刷

昭和二十五年十二月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷 庁